

令和2年5月14日  
午前10時00分開会  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	板倉克典	2番	那須英二
3番	小久保照枝	4番	堀岡敏喜
5番	加藤明由	6番	佐藤仁志
7番	横井克典	8番	江崎貴大
9番	加藤克之	10番	高橋八重典
11番	鈴木みどり	12番	早川公二
13番	平野広行	14番	三浦義光
15番	佐藤高 清	16番	大原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

9番	加藤克之	10番	高橋八重典
----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (34名)

市 長	安藤正明	副市長	村瀬美樹
教 育 長	奥山 巧	総務部長	渡邊秀樹
市民生活部長	横山和久	健康福祉部長兼 福祉事務所長	宇佐美 悟
建設部長	大野勝貴	教育部長	山下正己
総務部次長兼 総務課長	伊藤重行	開発総務部次長兼 企画政策課長	佐野智雄
総務部次長兼 防災課長	伊藤淳人	会計管理者兼 会計課長	伊藤 えい子
監査委員 局長	佐藤雅人	健康福祉部次長兼 福祉課長	大木弘己
建設部次長兼 農政課長	小笠原己喜雄	建設部次長兼 土木課長	伊藤仁史
財政課長	立石隆信	人事秘書課長	山森隆彦
税務課長	横江兼光	収納課長	細野英樹
市民課長	鈴木博貴	市民協働課長	安井幹雄
商工観光課長	浅野克教	十四山支所長	山田 淳
保険年金課長	服部利恵	健康推進課長	山守美代子

介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	藤井清和	児童課長	飯田宏基
都市整備課長	梅田英明	下水道課長	水谷繁樹
学校教育課長	渡邊一弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中野修
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦	図書館長	服部朋夫

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柴田寿文	書記	佐藤文彦
書記	鷺尾里恵		

6. 議事日程

日程第1	議席の変更について
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	諸般の報告
日程第5 議案第27号	弥富市税条例の一部改正について
日程第6 議案第28号	弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について
日程第7 議案第29号	弥富市母子通園施設条例の一部改正について
日程第8 議案第30号	弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第31号	弥富市国民健康保険条例の一部改正について
日程第10 議案第32号	令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第33号	令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12	閉会中の継続審査について

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（大原 功君） ただいまより、令和2年第2回弥富市議会臨時会を開会いたします。

会議に入る前に、議会運営委員会にて申合せをしたとおり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場には定数の8人が入場し、他の8人の議員につきましては、議員控室のモニターで視聴していただくようよろしくお願いをいたします。

なお、採決につきましては、全議員が議場に入場して行うことになります。

それでは、これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1 議席の変更

○議長（大原 功君） 日程第1、議席の変更についてを議題といたします。

弥富市役所新庁舎への議場移転に伴い、議席の変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議席を変更したいと思います。全ての議席につきましては、ただいま御着席の議席とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

全議席につきましては、ただいま御着席の議席とすることに決定いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、加藤克之議員と高橋八重典議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 会期の決定

○議長（大原 功君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第2回弥富市議会臨時会の会期を本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第4 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第4、諸般の報告を行います。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果の提出がございました。その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時03分 休憩

午前10時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第27号 弥富市税条例の一部改正について

日程第6 議案第28号 弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について

日程第7 議案第29号 弥富市母子通園施設条例の一部改正について

日程第8 議案第30号 弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第31号 弥富市国民健康保険条例の一部改正について

日程第10 議案第32号 令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第33号 令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第5、議案第27号から日程第11、議案第33号まで、以上7件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆さん、おはようございます。

令和2年第2回弥富市議会臨時会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本臨時会におきまして、御審議いただきます議案は、条例関係議案5件、予算関係議案2件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第27号弥富市税条例の一部改正につきましては、地方税法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第28号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正につきましては、利用料の還付を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号弥富市母子通園施設条例の一部改正につきましては、利用料の還付を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第30号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、後期高

齢者医療の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を市において行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第31号弥富市国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に関する特例を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第32号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費を計上するものであります。

次に、議案第33号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を関係部長に求めます。

補正予算は総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第27号弥富市税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 通常の徴収猶予に係る手続のうち、当該申請書の訂正等を求められた者は、当該通知を受けた日から条例で定める期間（20日）内に訂正等の義務がありますが、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続のうち、条例で定める期間について準用することとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） それでは、健康福祉部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第28号弥富市児童クラブ施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市児童クラブ施設条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 既納の利用料について、特別の事由があると認めるときは、還付することができることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしました。

次に、議案第29号弥富市母子通園施設条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市母子通園施設条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 既納の利用料について、特別の事由があると認めるときは、還付することができることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用することとしました。

次に、議案第30号弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 当分の間、後期高齢者医療の新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を市において行うこととしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとしました。

次に、議案第31号弥富市国民健康保険条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 被保険者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または発熱等の症状があり、当該感染症の感染が疑われることにより休業した場合に、傷病手当金を支給することとしました。

2. この条例は、公布の日から施行し、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合について適用することとしました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第32号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ47億4,665万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を204億4,665万6,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫補助金45億6,259万9,000円、商工費県補助金6,808万8,000円、財政調整基金繰入金1億1,596万9,000円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして特別定額給付金44億5,000万円、ひとり親世帯等臨時特別給付金410万円、子育て世帯臨時特別給付金9,405万円、商工費におきまして感染症対策協力金1億3,550万円、理美容休業協力金920万円であります。

次に、議案第33号令和2年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に支給する傷病手当金200万円を計

上し、歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を40億1,344万円とするものであります。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可いたします。

まず最初に、横井克典議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典でございます。

私からは、議案第32号令和2年度弥富市一般会計補正予算について質問をさせていただきます。

5月7日に開催されました全員協議会におきまして、市側より特別定額給付金事務のスケジュールが示されたところであります。その後、数回のスケジュール変更がありまして、現在のところ定額給付金のオンライン申請での受付開始は、5月11日月曜日、既に始まっております。振込は5月26日火曜日から。また、申請書の郵便発送は5月22日金曜日、受付開始は5月27日水曜日、振込は6月初旬からとの連絡を頂いております。

先日、職員の方から市役所には、弥富市はいつから給付金を支給してくれるのかなど、多くの問合せがあったと承っております。私にも同様な内容の問合せがございました。職員の皆様はただでさえ忙しい年度の始まりで、かつ新庁舎への引っ越しが重なり、大変御苦労されたと十分承知いたしております。

しかし、今回の新型コロナウイルス感染の問題は、これまで経験したことのない非常事態であります。4月7日には政府より緊急事態宣言が発令され、市民生活や経済に甚大な影響を与えております。そのような厳しい状況の中、市民は宣言から今日までの一月あまり、外出の自粛をはじめとする感染拡大の防止に向けた努力を必死に行ってみえます。仕事や生活にお困りの方、また今後について不安に思ってみえる方、多々お見えになります。

そういった観点からいたしましても、市にはもう少し情報をスピーディーに給付金の申請書の発送時期や支給時期を市のホームページだけではなく、例えば可能であれば防災行政無線、また回覧を活用した情報発信をしていただくと、高齢者の方もこういった情報を入手され、市民の方は不安を抱くことなく、市は我々を守ってくれているんだというふうに安心されたかと思えます。

そこで、特別定額給付金に関してお尋ねいたします。

補正予算書8ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、3款民生費、1項社会福祉費、7目特別定額給付金の特別定額給付金交付事業について、総事業費が44億9,350万円と予算が計上されております。そのうち、18節の負担金、補助及び交付金に特別定額給付金として44億5,000万円が計上されております。人数として4万4,500人分と判断がつきますが、今回の給付金は、住民基本台帳に記載されている外国人の方にも1人10万円が給付される仕

組みとなっております。

そこで、4点について質問をさせていただきます。

1つ目の質問は、市として外国人の対象者を何人と見込まれてみえるのでしょうか。

2つ目の質問は、申請手続には、外国人用の申請書が必要となろうかと思いますが、何種類の言語の申請書を御用意してみえるのでしょうか。

3つ目の質問は、外国人向けの相談体制についての予算は計上してみえますでしょうか。

最後、4つ目の質問は、振込口座をお持ちでない方の支給方法について市はどう対応されるのか。

以上4点について御答弁をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） まず御答弁申し上げますが、まず初めに、郵送での申請につきまして、昨日またちょっと早くできるようになりましたので、その日にちを申し上げます。まず申請の開始ですが、5月22日の金曜日に郵便で送らせていただきます。それと、給付日のほうでございますが、5月28日木曜日を第1回目と、郵便のほうですがさせていただきます。オンラインにつきましては、5月11日から申請が始まりまして、1回目の給付日は5月26日火曜日を予定しております。

ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、1番目の外国人の対象者を何人ということでございますが、今回の給付金の基準日である4月27日時点で本市に住民登録のある外国人は2,048人でございます。国籍別では、令和2年4月1日現在になりますが、44か国の方が本市に住んでみえます。多い順に申し上げますと、1番はベトナムの方で532世帯、2番目はブラジルの方で260世帯、3番目は中国の方で225世帯、4番目はフィリピンの方で153世帯であります。この上位4か国の言語と英語の5種類の言語の申請書の記入見本を作成しまして、ホームページにも掲載してまいります。

次に、外国人向けの相談体制の予算計上についてですが、今回の特別定額給付金の申請方法は、密集、密接、密閉を避けるため、郵送とオンラインの2通りでございます。したがって、申請の窓口には、外国人向けの相談体制は特に取らない予定でございますが、給付金の受け取り等で必要が生じましたらその都度、通訳をお願いできるよう予算を計上させていただきました。

また、市のホームページには、総務省の外国人用案内ページをリンクしておりますので、こちらのほうは日本語を含めて12か国語の案内が出ておりますので、御利用いただきたいと思っております。

次に、振込口座を持っていない方への支給方法についてですが、日本人、外国人ともに申



請内容を確認した後に、現金をお渡しする日を記載した支給決定通知書を送りますので、その通知書を持ってきていただいて、市役所に取りに来ていただくことを予定しております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 外国人対応のお話を承って万全であるなあというふう感じております。

昨日、政府は愛知県を含む39県を対象に、緊急事態宣言を解除する方向を固めたとの報道をいたしております。しかし、新型コロナウイルス感染は第2波、第3波の発生も危惧されておりますので、市としても今回の情報発信の遅れなどをはじめとした課題を分析していただき、改善していただくようお願いして、私の質問を終わらせていただきます。以上です。

○議長（大原 功君） 次に、三浦義光議員。

○14番（三浦義光君） おはようございます。14番 三浦義光でございます。

通告に従いまして、議案第32号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）、1項商工費、感染症対策協力金交付事業の感染対策協力金及び理美容休業協力金交付事業の理美容休業協力金について質問をさせていただきます。

5月4日に安倍総理から全国の皆様に引き続き、極力8割程度の接触回避をお願いし、なおかつ各地への感染拡大を防ぐためにも地方への人の流れが生まれないことを避けるため、緊急事態宣言を5月末までに延長を決定しております。この宣言は、その具体化や実践をするのは、各地域の知事でございます。特に、学校など休校を想定するというのであれば市町村との連携が不可欠であります。まさに現在、市町村の対応が問われておる時期だと思っております。

この原稿を作成している時期から事態が終息に向かっているかどうか、なかなか予想できるものではございませんが、まさに本日政府から愛知県が緊急事態宣言の解除がなされるかもしれません。弥富市においても特別定額給付金が5月下旬から随時申請書発送、受付が始まっておるところでございます。

それでは、中小企業向けに新型コロナには、短期的な資金を得る給付金、成長するための支援を受ける助成金、雇用を維持する補助金、事業を継続する資金繰りなどが支援策というものでございますが、支援策といっても一口に言ってそれぞれ企業の経営環境や業種、課題など必要とするものは異なってくると思います。

この感染対策協力金というのは、休業協力金として理美容休業協力金と併せて要請により休業に応じた企業、店舗しか対象にならないのでしょうか。持続化給付金、雇用調整助成金などは含まれないということですね。現在、国・県が打ち出しておる支援策、収入が減少している事業者への持続化給付金、休業要請などに応じた事業者への休業協力金等は別にそれ

らに上乗せするもの、また別な形として市単独の支援というのは考えておるのでしょうか。質問させていただきます。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

今回、計上いたしました補正予算は、愛知県緊急事態措置に基づき施設の休業、営業時間短縮の要請を受けた中小企業、個人事業主等に対し、協力金としてお支払いするものでございます。

また、休業要請の対象施設ではないため、協力金の支給対象外である理髪店、美容院に対し、愛知県は協力金を交付し、支援するという方針を打ち出し、10万円を県独自で支援しますので、市町村は任意ではございますが、本市としては、県に歩調を合わせ計上させていただきました。このような補正予算を計上させていただいている中、議員の御質問である中小企業、個人事業主に対する協力金としての市単独の支援につきましては、現在のところは考えておりません。以上です。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） まだ仮にというお話ではございますが、緊急事態宣言解除となったといたしましても、これからも7つの新ライフスタイルという形の提案をされておりますし、経済が急激に上回ってくるということは考えられません。他市町が独自の支援策を打ち出しているところもございます。弥富市においても、市長、数多くの支援策を市民の皆様に対して発信続けていただくことをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、鈴木みどり議員。

○11番（鈴木みどり君） 11番 鈴木みどり。議案第32号令和2年度弥富市一般会計補正予算について会派を代表して質問をしたいと思います。

最初に、子育て世帯臨時特別給付金給付事業として、国からの子供1人当たり1万円に上乗せする市独自の支援5,000円についてお聞きしますが、この財源は財政調整基金を取り崩していくのでしょうか。お願いします。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

財源といたしましては、一時的に財政調整基金繰入金を計上いたしましたが、最終的には国から交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としたいと考えております。これは、6月議会において補正予算に計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 今の弥富市では、災害時に備え、必要とする調整基金は最低でも

10億円が必要とのことでした。今回のコロナウイルス対策でかなりの金額、約8億円が取りあえずはこの調整基金から出ることになります。これ以上の基金を取崩しはできないとは思いますが、市としてはどのようにお考えですか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） この臨時議会で御提案させていただいております新型コロナウイルス感染症対策に係る各種事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を主な財源として対応していきたいと考えております。

しかしながら、不足する部分につきましては財政調整基金を取り崩す必要が出てくる場合もございます。

御指摘のように、令和2年度当初予算では、既に7億円以上の繰入金を計上しておりますことから、最終的には一定程度減額はできると思いますが、厳しい状況であることには間違いございません。

○議長（大原 功君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） 財政調整基金に手をつけることなく財源を確保するには、一般会計予算の見直しで、コロナウイルス拡大を抑制するために執行されなかった事業、今後執行することができないものを拾い出し、6月議会に補正予算として上げていかないと間に合わないのではないかと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

最終的には、御指摘のように、本年度計画をされていて執行しない事業の予算につきましては、今後の補正予算で減額をさせていただきたいと考えております。

現在もこれまでの事業の中止等におきまして、1,700万円程度の削減を見込んでおりますが、今後も中止等される事業がございますので、引き続き予算の削減額の把握に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 鈴木議員。

○11番（鈴木みどり君） ありがとうございました。

今、本当に大変な時期で、今を乗り越えなくてはいけないと思うんです。市として、できる限りの支援をお願いして質問を終わりたいと思います。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） まず私のほうからは、議案第27号から始まります弥富市税条例の一部改正ということで、この新型コロナウイルス感染症に対しての税条例の猶予期間ということで、特別に設けるということでございます。通常は、当該申請書の訂正を求められた条件から20日間ということでありましてけれども、この特例に係るということで定める期間に準用す

るということで書かれてありますけれども、この特例で定める期間とは、何日間になるんでしょうか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

通常の徴収猶予で定める20日間を準用することになりますので、特例で定める期間も20日間でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 特例に係っても20日間ということで、要するにこのコロナで影響を受けるということであればそこから20日間ということでよかったですでしょうか。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今回、20日間と申し上げましたのは、徴収猶予の申請書の訂正期間のこととございまして、新型コロナウイルス感染症等に伴う徴収猶予の申請につきましても、通常のものと同じ20日内とするものでございます。

なお、実際の市税の納税猶予の期間につきましては、納税義務者から特段の申出がない限りは、納期限から1年とするものでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そういうことですね。訂正の部分でということとありますので、ただ、今ちょっとちらっとおっしゃっていましたが、納税猶予の1年間ということで、そちらはなぶらないということですよ。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

この1年につきましては、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、1年以内というような法律上の規定になってございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 分かりました。

しかるべき対応をお願いしたいと思います。

続いて、議案第28号でございます。

児童クラブの施設に関しての、要するに自粛対応された方に対して料金をお返しするという条例の改正を行う措置でございますけれども、聞くところによると、これは12日間で区切りを設けて、12日を境に、12日未満であれば半額お返しすると、12日以上であれば全額徴収するという対応だと聞き及んでおりますけれども、なぜ、例えば保育所だったり、次の議案である第29号の母子通園施設であつたりする日割計算にしないんでしょうか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えいたします。

児童クラブの利用は、保護者が就労している日に限られているため、児童によって週の利用日数に違いがありますが、利用料は一律月5,000円としております。それにより、日割りで計算して還付することは難しいと考えます。

したがいまして、本市では、土曜日も含めた週6日掛ける4週で、一月を24日としまして、利用日数が半分の12日間以内であれば半額の2,500円を還付し、全く利用がなければ全額を還付する予定でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 通常自体がばらつきがあるということで、まだなかなか日割りというのは難しいという見解でございますけれども、そういうことは理解させていただきました。

続きまして、議案第32号でございます。

当初予定しておりました財政調整基金の取崩しの部分に関しては、1億1,596万1,000円ということであったかと思えますし、またこの国による臨時交付金に関しては、前の鈴木みどり議員の答弁にもあったように、ここには含まれていないという理解でよかったかなと思いますので、この質問は取り下げますけれども、また鈴木議員も少し触れておりましたが、財調に関して今年度7億崩す予定というふうになっておりますが、それに関しても今回に関しては大幅に見直していく必要があるんじゃないかなあと、不要不急のものに関しては、削減していくということも考えながら、財調の取扱いは考えていただきたいと思っています。

そして、4項目めに移りまして、子ども手当の上乗せのほう为国から1万円、市として5,000円ということで合計1万5,000円ということになると思いますけれども、これに対しては何月分の対応で増えるということになるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） お答えします。

子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、令和2年3月分及び4月分の児童手当受給者を対象に、児童1人当たり国からの1万円に市が独自で5,000円を上乗せしまして、合計1万5,000円を一時金として、6月末に児童手当の口座に振り込む予定でございます。市からは、給付金の御案内を送付いたしますが、申請の手続等は特に必要ございません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） こちらのほうは6月末ということでございます。

続きまして、その下の部分である感染症対策協力事業交付金であったり、理美容休業協力金であったりする部分に関しての支給スケジュールというのはどうなりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山市民生活部長。

○市民生活部長（横山和久君） お答えいたします。

申請期間といたしましては、開始日を令和2年5月15日としまして、令和2年6月30日までの予定で申請を受付いたします。

既に、補正予算が弥富市議会で可決された場合として、5月8日にホームページに公開しております。

支給につきましては、適切な申請書を受理した場合、おおむね2週間程度で指定口座に振込を完了するというスケジュールを予定しております。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 明日から申請が始まるということで、早急な対応をしていただいているということですので安心しました。ぜひ、本当に困っている状況になっておりますので、御対応をお願いいたします。

最後になりますけれども、準要保護児童に対して、就学援助制度を使っている生徒に対して、給食費相当分を上乗せして支給するという対応されるということでございましたが、この給食費相当分というのは、何か月分で幾らになりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

小・中学校の臨時休業に伴い、昼食費相当額を支給するもので、4月、5月の2か月分でございます。また、支給につきましては、現在就学援助申請等について審査を行い対象者を確定いたしておりますので、7月下旬を予定しております。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 金額的には、たしか小学校7,800円、中学校9,000円で間違いなかったでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 準要保護の対象者で、小学生につきましては7,800円、中学校につきましては9,000円、あと特別支援のほうの学級につきましては小学校が3,900円、中学校が4,500円でございます。以上です。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ありがとうございます。

また、この制度に関しては、就学援助制度の適用者ということでございますけれども、もう一人、要保護、準要保護としては書かれているんですが、要保護者に対しては書かれていないと思うんです。市単独事業であるのに対して、要保護の関係はどのようになっていくのでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

今回の給付金は、議員がおっしゃられるように、現行の就学援助補助金及び特別支援教育就学奨励費の制度の中で、給食費の支給対象者に給付をするものでございます。要保護者につきましては、生活保護費で教育扶助として給食費が支給されておりますので、この対象者とはなりません。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今、給食費が発生していない状況で、それを見越して生活保護費の中でプラスされているということで新たに追加をしないということでございますので、払っていないところに乗せているということであれば、それは支給されたと同意とみなしていいのかなと思いますので、ぜひしっかりと対応していただいて、本当に大変な状況になっておりますので、救済していく措置を頑張っていただきたいと思いますので、以上で私の質問は終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、江崎貴大議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。通告に従いまして、議案第32号令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

先ほどの那須議員にもございましたが、私からも10款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金として準要保護児童給食費相当額給付金及び3項中学校費、2目教育振興費、18節負担金、補助及び交付金として準要保護生徒給食費相当額給付金において、今回補正予算が計上されております。今回のこの給付金の対象者は、どのような方で何人を想定しているのか、お答えください。

○議長（大原 功君） 山下教育部長。

○教育部長（山下正巳君） お答えいたします。

先ほど対象者につきましては御答弁させていただきましたが、就学援助支給対象者の中の準要保護者と特別支援教育就学奨励費支給対象者でございます。

対象人数につきましては、まだ対象者が今、申請中でございますので確定しておりませんが、小学校につきましては準要保護者210名、特別支援教育対象者のほうは25名、合計235名を見込んでおります。

また、中学校のほうにおきましては、準要保護者135名、特別支援教育対象者15名、合計150名を見込んでおります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 要保護児童・生徒は今回の給付対象には入っていないということでしたが、こちらの対象者は何人いると想定していますでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（山下正巳君） 5月1日現在でございますが、対象者といたしましては小学生5人、中学生10人でございます。以上です。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 当初予算の要保護、準要保護児童・生徒・学用品費等補助金として支払われるはずだった給食費相当分の補助金の交付税措置分は、幾らと見込まれるのでしょうか。また、今回の給付金は、当初の補助金同様に交付税措置となるのでしょうか。お答えください。

○議長（大原 功君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

令和2年度の普通交付税基準財政需要額に算入される金額につきましては、現在基礎数値調査中であるため示されておりませんが、令和元年度の普通交付税基準財政需要額に算入された金額は、小学校が1,059万円、中学校が1,031万9,000円となっております。ただし、要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金全体の金額でございまして、給食費相当額分を個別に算出することはできません。

また、今回の市独自で行う補助金は、基準財政需要額には算入されないと考えておりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業になると考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 厳しい財政状況であることは理解しますが、引き続き頑張ってくださいようよろしくお願いいたします。以上で、私からの質疑を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

[挙手する者あり]

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 4番 堀岡でございます。議長にお許しを頂きましたので、通告はしておりませんが、2点御確認をさせていただきたいと思っております。

令和2年度弥富市一般会計補正予算（第1号）について、これは4月の半ばに閣議決定をされた特別定額給付金に関して、総務省のホームページにその概要が載った際に、事務局を通して所管に質問をした内容の確認でございます。

DVや、またその他様々な事情によって、基本台帳は弥富にあるんだけど、世帯はあるんだけど、別居をされている方。そういった方への周知は、総務省のホームページには4月24日から30日までを期限として申請をせよと載ったわけですね。これ、総務省のホームページ見りゃ分かりますけど、市からの御案内というのはなかったということもありましたので、その辺が心配になったので、事務局を通して所管に質問をさせていただきましたが、その対応はできているのかどうか、まずお答えお願いいたします。福祉部長かな。



○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） DVにつきましては、議員おっしゃられるとおり4月30日までに申出とございましたが、その後は国のほうからも延長もありということとで通知が来ております。市のほうでは、総務省のホームページを御案内してございまして、現在回覧等を中止している関係上、各戸配付等はしておりませんが、ホームページでの掲載になっております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 市に何らかの形でその状況が把握できている方に関しては、対応が市からも確認が取れると思うんですけども、何らかの事情で離婚まで行っていないと、世帯をまだ離していない中で、別居をされている方というのはいらっしゃると思うんですね。そういう方への周知をしないと、旦那さんなのか奥さんなのか分からんですけど、そちらのほうで代表で世帯で申請されちゃうと、分かれている方には行かないということがございます。今、福祉部長の中では別に30日とは限らないということでありましたら、できれば市としてもそういう方が少なからずいらっしゃるかもしれませんので、事情をお聞きして、その申請をまず電話で相談でも何でもいいと思うんですけど、まず把握をすることが大事なので、そういうことをやっているよということを伝える意味で、ホームページ等にもしっかり掲載をしていただいて、必要な人に渡るようにまずお願いします。

それと2点目なんですけど、これも総務省のホームページを見ると載っているんですけど、申請の期限というのが3か月となっているんですけども、その理解でよかったですか。

○議長（大原 功君） 宇佐美健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（宇佐美 悟君） 申請の期限につきましては、郵送方式の受付開始日から3か月以内と原則なっておりますが、過去の給付金の例からしますと、延長もされてきておりますので、3か月というのは当初の期限でございますが、延長もあり得ると思います。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 3か月となっているということが国のホームページに載っているんですけど、それを際限なしということではなくて延長もあり得るという意味で、3か月という期限もやっぱりホームページにせつかく載せていただいたのであれば、そのことも明記する必要があると思います。先ほどのDVとか様々な理由で世帯を同一にできない方に対しての給付に関して、申請をしていただければ対応しますよというような案内も同時に至急に直さないと、私どうしたらいいのとやっぱり悩んでいらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、すぐに対応をお願いして質問を終わります。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと確認いたしました。これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第27号から議案第33号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略させていただきたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することを決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の方はございますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二でございます。

議案第32号、補正予算に対しての賛成の立場で討論させていただきます。

この新型コロナウイルス感染症の影響に対して、経済的に窮地に立たされる市民に対し、この補正予算を一刻も早く成立させ、迅速な対応が求められていることと思います。

また、このコロナ禍に至っては、迅速な対応をするためにも専決処分で行えることは行っていただいて、一刻も早い情報発信や支給を行っていただきたいと思っています。弥富市はこうした発信が遅れているがために、市は何もしてくれないと市民にある種の絶望感を与えかねません。早急に分かりやすい情報発信を行い、市民に周知し、安心と希望を持てるようにしていただきたいと思っています。

今回の議案や補正予算に至っては、まだ第1弾と考え、災害中であるという認識の下で、これで終わりではなく、財政を度外視した支援策を引き続き考えていく必要があると思っています。

また、財源に関しては、市の財源だけではなく市長会、知事会と一体に国に対して災害時だということを強く求め、その予算を大きく増やす立場を発信していただきたいと思っています。

また、長引く自粛要請の下で、財政措置以外にソフト面においても対応を求められているかと思います。特に心の健康、ストレスに対して自殺や各種犯罪、DV、児童虐待、県外の方への間違っただ偏見など上げれば切りがありません。学校休校中の児童・生徒に対して情報把握と心のケア、自主登校や児童クラブの在り方、図書館における貸出し等も早急に行っていただく必要がございます。万全なコロナ対策、3密を避ける対策はもちろん必要ですが、同時にそれに伴うストレスの下で、通常起こり得ない犯罪も起こっているのも現状

です。それを防ぐのが経済的支援であり、心のケアであり、いち早い情報発信と周知であると思っています。

市議会としては、この議案に対して早急に可決し、実行してもらおうと同時に、ぜひ一丸となって今年度予算を見直して、後に回せるものは回し、財源を捻出し、窮地に陥っている市民を救う支援策を提案し、このウイルス災害を乗り越えていくために真剣な議論を尽くすべきと提案させていただきまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。

冒頭に申し上げましたように、採決のため全議員が議場に入室をしますので、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時57分 休憩

午前10時59分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第27号から議案第33号まで、以上7件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第27号から議案第33号、以上7件は原案どおり可決決定をいたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。日程を追加し、閉会中の継続審査につきましてを議題といたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、閉会中の継続審査につきましてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第12、閉会中の継続審査につきましてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって令和2年第2回弥富市議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大原 功

同 議員 加藤 克之

同 議員 高橋 八重典